

岩手県教育委員会服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年7月31日

岩手県教育委員会

委員長 安藤 厚

岩手県教育委員会服務規程の一部を改正する訓令

岩手県教育委員会服務規程（昭和40年岩手県教育委員会訓令第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(部分休業の承認)</p> <p>第10条の4 職員は、<u>育児休業法第9条第1項</u>の規定に基づく部分休業の承認を受けようとするときは、育児休業規則第9条第1項に規定する部分休業承認請求書を所属長に提出しなければならない。ただし、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて人事委員会が定めるものをいう。次条において同じ。）を使用する場合にあつては、別に定める方法によらなければならない。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(部分休業の承認)</p> <p>第10条の4 職員は、<u>育児休業法第19条第1項</u>の規定に基づく部分休業の承認を受けようとするときは、育児休業規則第9条第1項に規定する部分休業承認請求書を所属長に提出しなければならない。ただし、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて人事委員会が定めるものをいう。次条において同じ。）を使用する場合にあつては、別に定める方法によらなければならない。</p> <p>2 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この訓令は、平成19年8月1日から施行する。